



平成 19 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 タカラトミー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長
富 山 幹 太 郎
(コード番号 7867 東証第1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 統 轄 本 部 長
三 浦 俊 樹
(03-5654-1280)

第三者割当による2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行 及び自己株式の処分並びに主要株主の異動等に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、米国の大手プライベート・エクイティ投資会社であるTPG(本社：米国サンフランシスコ)との当社事業の「バリュー・アップ」(企業価値向上)を目指した戦略的資本・事業提携に伴う、TPGが運営するファンドを割当先とした第三者割当による2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(総額70億円)の発行(海外での私募形式)及び自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社子会社が保有する当社株式のTPGが運営するファンドへの譲渡及び当社の主要株主の異動につき、併せてお知らせいたします。

・ 本新株予約権付社債の概要

1. 種 類

株式会社タカラトミー2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権付社債の券面の様式及び数

(1) 券面の様式

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはでき

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

ない。なお、本新株予約権付社債は会社法(平成 17 年法律第 86 号)(以下「会社法」という。)第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

(2) 数

本新株予約権付社債券の数は 14 枚とする。

3. 代替新株予約権付社債券の発行

本新株予約権付社債券を紛失、盗難又は滅失した者が、当該本新株予約権付社債券の除権決定の確定謄本を添えて請求した場合には、当社は代替新株予約権付社債券を発行する。

4. 各本社債の額面金額及び発行総額

(1) 各本社債の額面金額

500,000,000 円

(2) 本社債の発行総額

7,000,000,000 円

5. 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

本社債には、利息は付さない。

6. 発行・募集方法

(1) 募集方法

第三者割当の方法(海外における私募)により、全額を TPG Richmond II, L.P. に割当てる。

(2) 本社債の払込金額

本社債額面金額の 100%

(3) 払込期日及び発行日

2007 年 3 月 23 日(香港時間)

(4) 発行場所

香港

(5) 上場

該当事項なし。

7. 本社債の償還方法及び期限

(1) 満期償還

2012 年 3 月 23 日(香港時間)に本社債額面金額の 100%で償還する。

8. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但し書きの要件を充たすため、社債管理者は設置しない。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

9. 本社債に係る担保又は保証

本社債には担保又は保証は付さない。

10. 財務上の特約

担保制限条項並びに利益維持条項及び純資産維持条項が付される。

11. 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の当然失期事由が生じた場合、または請求失期事由が生じかつ本社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の債務不履行宣言の通知その他の必要な手続きを行ったときは、当社は本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部又は一部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

12. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

(a) 種類

当社普通株式

(b) 数の算定方法

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる単元未満株については行使請求に際して買取請求があったものとして現金を交付するものとし、また本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する本新株予約権の総数

70個

(3) 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(a) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部又は一部を出資するものとし、当該本社債の価額は、本新株予約権1個につき100,000,000円とする。

(b) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、770円(以下「当初転換価額」という。)とする。

(c) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で新たに当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当りの発行・} \\
 \text{処分価額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当り時価}
 \end{array}
 }$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。

(d) 2009年3月23日及び2010年3月23日(以下「それぞれの日を修正日」という。)時点で有効な転換価額が、修正日の直前の60連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均価額(以下「時価」という。)を1円を超えて上回っていた場合、転換価額は時価に修正される。但し、時価が当初転換価額の80%を下回っているときは、修正後の転換価額は当初転換価額の80%とする。

(5) 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととした理由及び本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(4)(b)記載の当初転換価額を前提とした本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の払込金額と同額とし、当初の転換価額は平成19年3月5日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を2.5%上回る額(円未満は切り上げ)とした。

(6) 本新株予約権の割当日

2007年3月23日

(7) 本新株予約権の行使期間

2008年3月23日から満期償還日又は他所定の償還日の1営業日前の銀行営業終了時(東京時間)のいずれか先に到来する日。

(8) 本新株予約権行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(9) 本新株予約権の消却事由

本新株予約権の消却事由は定めない。

(10) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は5個とする。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

- (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取り扱い
会社法に基づく剰余金の配当(会社法第 454 条第 5 項に定められた中間配当金を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により発行された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式と同様に取り扱うものとする。
- (13) 本新株予約権行使請求受付場所
株式会社タカラトミー管理統括本部財務部
- (14) 本新株予約権の取得事由(本社債の早期償還事由)
当社は、上記 11 記載の債務不履行宣言の通知を受領した場合、当社代表取締役が取得する日を定めたときは、会社法第 293 条の規定に従い、通知及び公告を当該取得日の 1 ヶ月前までに行うことにより、本新株予約権付社債に表章された本新株予約権部分と本社債部分について、当該本新株予約権付社債 1 枚あたり各本社債の額面金額の 102% 及び取得日までの下記(15)記載の利率の経過利息を付して、当該取得日に本新株予約権及び関連する本社債の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合の対象となる本新株予約権は、当社代表取締役が、当該債務不履行宣言の通知に係る本新株予約権付社債に付されたものとして定めたものとする。
- (15) 債務不履行による利息の発生
本新株予約権付社債に関する上記 11 記載の当然失期事由が生じた場合または請求失期事由が生じかつ債務不履行宣言の通知がなされた場合には、かかる未払いの金額に対して、当該不履行の発生した日から支払われるべき総額を本社債権者が受領する日(当日を除く。)までの間、年 6% の利息が付される。
- (16) 当社が組織再編等を行う場合の新株予約権の取扱い
組織再編等が生じた場合には、当社は、日本法及びその他法令諸規則の適用に従って、承継会社等をして、上記(7)記載の期間中、当該組織再編直前に本新株予約権を行使した場合に保有することとなる当社の普通株式の株主が、当該組織再編に際して取得できた現金または株式その他の財産を取得することができるような新たな権利を本新株予約権の保有者に付与するよう最善の努力を行う。

13. 授権株式数の留保

当社は、本新株予約権の行使請求期間中、残存している本新株予約権の全部の行使により発行すべき株式数を、当社の発行する株式総数のうちに占める未発行株式中に常時留保する。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

14. 準拠法

日本法

15. その他本新株予約権付社債発行に関する事項は、本新株予約権付社債に関する引受契約書に定めるところによる。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

．自己株式処分の概要

1．処分の目的

当社は、TPG との間で合意した戦略的資本・事業提携に関し、資本提携の具体的実施のために当社の保有する自己株式を TPG へ譲渡します。

2．処分する株式の内容

- (1) 株式の種類 当社普通株式
- (2) 株式の総数 1,900,000 株
- (3) 処分価額 1 株につき 714 円

平成 19 年 3 月 5 日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の 95% (円未満は切り上げ) といたしました。

- (4) 処分価額の総額 1,356,600,000 円
- (5) 株式の処分先 TPG Richmond I, L.P.
- (6) 処分先との譲渡報告に関する事項

当社は処分先に対し、払込期日から 2 年以内に当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告する旨の確約を得る予定です。

3．今回処分後の自己株式数 808,565 株

ただし、平成 19 年 3 月 1 日以降の単元未満株の買取請求に基づき取得した自己株式数は含んでおりません。

．当社子会社による当社株式売却の概要

< トイズユニオン株式会社 >

売却の内容

- (1) 株式の種類 株式会社タカラトミー 普通株式
- (2) 株式の総数 20,700 株
- (3) 売却金額の総額 14,779,800 円
- (4) 売却契約日 平成 19 年 3 月 6 日
- (5) 株式引渡日 平成 19 年 3 月 23 日
- (5) 売却先 TPG Richmond I, L.P.
- (6) 売却の方法 相対取引

< 株式会社タカラアミューズメント >

売却の内容

- (1) 株式の種類 株式会社タカラトミー 普通株式
- (2) 株式の総数 1,068,000 株
- (3) 売却金額の総額 762,552,000 円
- (4) 売却契約日 平成 19 年 3 月 6 日
- (5) 株式引渡日 平成 19 年 3 月 23 日
- (5) 売却先 TPG Richmond I, L.P.
- (6) 売却の方法 相対取引

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

・ 主要株主異動の概要

1. 異動に至った経緯

上記記載の自己株式の処分及び記載の当社子会社保有の当社株式の売却並びに平成19年3月6日付で有限会社ティーツーファンド及びTPG Richmond I, L.P.より、有限会社ティーツーファンドからTPG Richmond I, L.P.への当社株式売却の契約を締結したとの連絡がありましたので、以下の通り有限会社ティーツーファンドが主要株主に該当しなくなり、新たにTPG Richmond I, L.P.が主要株主に該当することが見込まれます。

2. 当該株主の名称等

(1) 新たに主要株主に該当することとなるもの

名 称 TPG Richmond I, L.P.
 本店所在地 ケイマン諸島
 代表者 Clibe D. Bobe
 主な事業内容 投資事業

当該株主の議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成19年3月5日現在)	- 個 (- 株)	- 個 (- 株)	-
異動後 (平成19年3月23日現在)	135,458個 (13,545,880株)	135,458個 (14.38%)	第2位

(2) 主要株主であったものが、主要株主に該当しないこととなるもの

名 称 有限会社ティーツーファンド
 本店所在地 東京都千代田区平河町二丁目5番7号
 代表者 取締役 梶原 聖二
 資本の額 3百万円
 主な事業内容 投資事業組合財産の運用及び管理

当該株主の議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に 対する割合	大株主順位
異動前 (平成18年9月30日現在)	105,571個 (10,557,180株)	105,571個 (11.57%)	第2位
異動後 (平成19年3月23日現在)	- 個 (- 株)	- 個 (- %)	-

(注)・議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数5,060,450株
 単元未満株式数は平成18年9月30日現在の株主名簿をもとにしております。

・平成19年2月28日現在の発行済株式総数96,290,850株

(3) 異動年月 平成19年3月23日

・ 本新株予約権付社債の発行及び自己株式処分の日程

平成19年3月6日 新株予約権付社債発行及び自己株式処分取締役会決議
 平成19年3月6日 新株予約権付社債発行に関する臨時報告書提出
 平成19年3月7日 自己株式の処分に関する取締役会決議公告
 平成19年3月23日 新株予約権付社債発行及び自己株式処分の払込期日

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

<ご参考>

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

新株予約権付社債の発行による手取概算額6,970百万円及び自己株処分による手取概算額1,340百万円を合わせた手取概算額合計8,310百万円は、株式会社赤ちゃん本舗の優先株式取得資金に3,000百万円を、流通再編に係るシステム構築等に2,000百万円を、残額は借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項なし。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主に対する安定的な利益還元を経営の重点課題の一つとして認識しております。将来の成長性に向けて経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本に、業績などを勘案のうえ、配当金額を決定していく方針です。

(2) 内部留保資金についての考え方

内部留保資金については、引き続き事業シナジーの見込める事業領域拡充のために有効に活用していく所存であります。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株あたり当期純利益	80.05 円	65.16 円	69.19 円
1 株あたり年間配当金 (1 株あたり中間配当金)	10.00 円 (円)	15.00 円 (5.00 円)	11.25 円 (7.50 円)
実績配当性向	12.5%	23.0%	16.2%
自己資本当期純利益率	10.4%	8.0%	14.8%

(注) 「1 株あたり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。尚、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

今回発行する新株予約権付社債の、平成 19 年 3 月 5 日現在の発行済普通株式総数 (96,290,850 株) に対する潜在株式数の比率は、最初の 2 年間は、仮に当初の転換価額ですべて権利行使された場合、最大で 9.44% となる可能性があります。また、3 年目以降は、仮に下限転換価額ですべて権利行使された場合、最大で 11.80% となる可能性があります。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増 資 額 (百万円)	増資後資本金 (百万円)	増資後資本準備金 (百万円)
平成 18 年 3 月 31 日 (注)	469	3,459	6050

(注) 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日の間における新株予約権の行使による増加であります。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

過去3決算期間の株価の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	870 円	2,000 円	1,905 円	847 円
高 値	2,040 円	2,050 円	2,120 円 1,170 円	929 円
安 値	870 円	1,452 円	805 円	737 円
終 値	2,005 円	1,895 円	847 円	751 円
株価収益率	-	16.55 倍	11.30 倍	-

- (注) 1. 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
 2. 平成19年3月期の株価については、平成19年3月5日現在で表示しています。
 3. 印は、株式分割(平成17年9月30日現在の株主に対して1株を2株へ分割)による権利落後の株価を示しております。
 4. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益(連結ベース)で除した数値です。
 5. 平成16年3月期及び平成19年3月期の株価収益率については、当該決算期の直前期において当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 本新株予約権付社債の割当及び自己株式の処分予定先の概要

(1) 本新株予約権付社債割当予定先の概要

割 当 予 定 先 の 名 称		TPG Richmond II, L.P.	
新株予約権付社債割当金額(額面)		金7,000,000,000円	
新株予約権付社債払込金額		金7,000,000,000円	
割当予定 先の内容	住 所	ケイマン諸島	
	代 表 者 の 氏 名	John E. Viola	
	事 業 の 内 容	投資事業	
当社との 関 係	出 資 関 係	当社が保有している 割 当 予 定 先 の 株 式 の 数	-
		割当予定先が保有している当 社 の 株 式 の 数	-
	取 引 関 係	なし	
	人 事 関 係	なし	

(注) 出資関係の欄は、平成19年3月5日現在のものです。

(2) 自己株式処分予定先の概要

処 分 予 定 先 の 名 称		TPG Richmond I, L.P.	
処 分 株 数		1,900,000 株	
払 込 金 額		金1,356,600千円	
処分予定 先の内容	住 所	ケイマン諸島	
	代 表 者 の 氏 名	Clibe D. Bode	
	事 業 の 内 容	投資事業	
当社との 関 係	出 資 関 係	当社が保有している 処 分 予 定 先 の 株 式 の 数	-
		処分予定先が保有している当 社 の 株 式 の 数	-
	取 引 関 係	なし	
	人 事 関 係	なし	

(注) 出資関係の欄は、平成19年3月5日現在のものです。

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。

5. 自己株式処分及び子会社保有当社株式の売却並びに有限会社ティーツーファンドによる当社株式の TPG Richmond I, L.P.への売却後の想定大株主構成

順位	株主名	所有株式数	所有割合
1	(株)インデックス・ホールディングス	18,257千株	18.96%
2	TPG Richmond I, L.P.	13,545千株	14.07%
3	富山 幹太郎	4,898千株	5.08%
4	有限会社トミーインシュアランス	4,520千株	4.69%
5	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,643千株	2.74%

(注) 1. 上記の大株主構成等は、平成 18 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準に記載しております。

2. 野村證券株式会社から、平成 19 年 1 月 4 日付(報告義務発生日平成 18 年 12 月 25 日)で提出された変更報告書により以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主状況には含めておりません。なお、野村證券株式会社及び共同保有者 3 名の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者	野村證券株式会社
住所	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
保有株券等の数	9,757,460 株
株券等保有割合	10.12%

なお、TPG との資本・事業提携の概要については、本日別途発表する「TPG との戦略的資本・事業提携に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

ご注意： この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本新株予約権付社債については米国における募集は行われません。